

秋田県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 施行者の名称
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画道路事業 3・4・14号川尻広面線
- 3 事業施行期間
令和4年9月16日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
秋田市大町五丁目及び六丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし